

令和8年度八潮市語学指導助手
派遣委託事業者選考審査実施要領

令和8年1月
埼玉県八潮市教育委員会

令和8年度八潮市語学指導助手派遣委託事業者選考審査実施要領

1 選考審査の趣旨

八潮市語学指導助手の派遣に係り、当該派遣委託業務の円滑な事業推進を目的とした派遣委託を締結するにあたり、派遣委託事業者の知識や技能、経験、対応能力等を見極め、本派遣委託業務に係る優先交渉権者を選考するものである。

2 派遣委託業務の概要

(1) 派遣委託業務名	令和8年度八潮市語学指導助手派遣委託
(2) 業務の目的	別紙「令和8年度八潮市語学指導助手派遣委託仕様書」のとおり。 ただし、実施においては協議により変更の場合もあり得る。
(3) 派遣委託期間	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで。
(4) 派遣委託内容	別紙「令和8年度八潮市語学指導助手派遣委託仕様書」のとおり。

3 応募者の参加資格等

(1) 参加資格

受託計画書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- ①受託業務について、自らの専門的知識、経験等により効果的な業務履行が行える者であること。
- ②最も優れた受託計画書として選定された場合、提案内容を基に、委託者と協議の上、委託内容を確定させることを承認すること。
- ③八潮市の「令和7年度・8年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- ④応募書類の提出日においての、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止処分及び八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置の期間中にはない者
- ⑤八潮市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者

(2) 欠格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、参加できないものとする。

- ①地方自治法第92条の2に該当する者
- ②地方自治法第施行令（昭和22年）政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ④国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者

- ⑤経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できない者
- ⑥宗教活動や政治活動を目的とする者
- ⑦暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人
若しくは暴力団員が経営に係る法人

4 提出書類

提出期限	提出書類等	提出部数等
令和8年2月3日(火) 午後5時15分	(1) 派遣委託事業者選考審査参加申込書（別添1） ※提出期限内に参加申込書が提出されない場合は、選考審査を辞退したものとみなす。	正本1部
令和8年2月10日(火) 午後5時15分	(2) 本業務に関する受託計画書（別添2） ※資料においては、会社名等が判別できないような記述をする。（弊社等） ※A4版用紙10枚程度にまとめる。フロー図などの図表はA3版用紙を使用し別表とすることも可（10枚程度に含む）とする。 (3) その他、貴社のPR資料・業績がわかる資料（パンフレット等）があれば添付する。 (4) 見積明細書 市の支払の上限額（税込み金額） 39,816,000円	正本1部 正本の写し5部 ※(2)から(4)を順に綴じ込み提出する。

5 提出場所

八潮市教育委員会教育部小中一貫教育指導課担当まで、直接持参又は郵送により提出する。

〒340-8588 八潮市中央1-2-1
八潮市教育委員会教育部小中一貫教育指導課 担当：山田 晴久 宛
電話：048-996-4374 FAX：048-998-0828
E-mail : shido@city.yashio.lg.jp

6 選考方法

- (1) 受託計画書、見積明細書（提示金額）及びプレゼンテーションの総合評価により、本派遣委託業務優先交渉権者を決定する。なお、応募者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（7割）を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として特定する。
- (2) 選考においては、評価項目ごとの選考者全員の合計点数により相対順位を決定し、それに基づき、合計得点の最も高い応募者を優先交渉権者とする。
- (3) 合計得点の最も高い応募者が複数の場合は、選考者の協議により優先交渉権者を決定する。
- (4) 合計得点の最も高い応募者が辞退の場合は、合計得点の高い順により優先交渉権者を決定する。
- (5) 選考審査の結果については、令和8年2月25日（水）に郵送にて発送する。

7 プrezentation

- (1) 令和8年2月18日（水）午前9時15分から、八潮市役所4階会議室4-1にて、プレゼンテーションを実施する。
- (2) 一応募者について、プレゼンテーターは実務担当者を含めた4名までとする。
- (3) 各応募者のプレゼンテーション開始予定時刻及び終了予定時刻は、令和8年2月12日（木）に電子メールにて通知する。
- (4) プrezentationの順番は、参加申込書の提出順とする。
- (5) 持ち時間は、一応募者につき説明15分、質疑応答10分とする。
(応募数により、持ち時間が短くなることもある。その場合は令和8年2月12日（木）までに応募者に事前に連絡するものとする。)
- (6) 説明者は、開始予定時刻の10分前までに八潮市役所4階相談室4-2に入り待機する。なお、開始予定時刻に遅れた場合は、欠席として取り扱うものとする。
- (7) 説明内容は、受託計画書に基づく項目、その他応募者の特に強調したい提案内容等について行うものとする。
- (8) プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に教育部小中一貫教育指導課へ連絡する。
なお、プレゼンテーションの際に、提出書類に含まれていない追加資料を用いることは認めない。
- (9) プrezentationは非公開とする。

8 質疑

質疑は電子メールにて受け付けるものとする。なお、質疑期間は、
【令和8年1月19日（月）～1月23日（金）午後5時15分まで】
とし、その後応募者に対し、質疑と回答の内容を電子メールにて通知する。

9 その他

提出書類の作成等に係る経費は応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
また、提出された申請書等の書類は、選考審査会にて審査をするための資料とする
ものであり、その他の用務でこれを使用することはしない。